



▲調査員がご自宅に伺い、心身の状況などの調査を行う『訪問調査』

定』『ケアマネジャーの決定とサービス計画の作成』といった流れで、事務手続きが行われます。

要介護認定の申請では、鶴代さんのように心配しなくても大丈夫。申請は家族でもできます。

なお、認定結果の有効期限は、6カ月です。有効期限を過ぎるとサービスが受けられなくなりしますので、経過する60日から30日前に介護保険室の窓口にて介護保険証を提出し、更新の手続きを行ってください。

どんなサービスが、どれくらい受けられるの？

鶴代さんは早速、介護保険室に行き、介護保険証を提出し、申請書に必要事項を記入しました。

鶴代さんは、窓口で市の担当者に夫の心身の状況や日常生活の動作などを説明しました。担当者からは、亀吉さんの主治医の名前を尋ねられました。夫の主治医に意見書を書いてもらおうためだそうです。

それから、直接夫の状態を確認するため訪問調査の日程を決めました。訪

問調査の日は妻も一緒にその場にいたかったので、二人の都合の良い日にしてもらいました。

数日後、市の訪問調査員が自宅に訪ねてきました。夫の心身の状況や日常生活の動作など、85項目にわたっての調査を受けました（訪問調査の時は本人だけでなく、なるべく家族が同席し普段の様子を詳しく話すことが必要です）。

申請してから約1カ月後、市から認定結果の通知書が届きました。要介護度の判定の結果は『要介護3』。

これでサービスが受けられると安心した鶴代さんは、早速、ベットに横になっていた亀吉さんに報告しました。「なるほど」と亀吉さん。それでも、浮かぬ顔です。

「ところで鶴代や、『要介護3』はいいが、どんなサービスが受けられるのかな。サービスを受けると、保険料は上がったんじゃないだろうね」。

さて、市の担当者から確かにサービス内容について説明を受けたように思うが、何を聞いたか思い出せない。鶴代さんは、もらった介護保険制度のパンフレットを捜し始めました。

自立支援に向けたさまざまなサービスがあります



要介護度は、要支援と要介護1〜5の6段階に区分されています【表4】。要支援とは、日

常生活を送るために支援を必要とする状態です。要介護とは、寝たきりや痴ほうなどで常に介護を必要とする状態

で、介護の必要度に応じて5つの段階に区分されています。要介護と認定された方は、在宅サービス、施設サービスのいずれかを選ぶことができますが、要支援と認定された方については、在宅サービスのみの利用となります（サービスの内容については、8・9ページの【介護保険のサービス一覧】をご覧ください）。

表4 要介護度

要介護度	身体の状態
要支援	社会的支援を要する状態
要介護1	部分的な介護を要する状態
要介護2	軽度の介護を要する状態
要介護3	中等度の介護を要する状態
要介護4	重度の介護を要する状態
要介護5	最重度の介護を要する状態

ターによる一次判定と、一次判定の結果や主治医の意見書、訪問調査の記録をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成された介護認定審査会によって行う二次判定)で行います。

■審査会において、まだ介護の必要がないと判定された方は、介護保険のサービスは受けられませんが、市独自の保健福祉サービスを利用できる場合があります。こちらを希望する場合は、在宅介護支援センターにご相談ください。

【在宅介護支援センター】

- 登別市在宅介護支援センターしんた21（☎022221）
- 登別市在宅介護支援センターふれあい登別（☎0511）
- 登別市在宅介護支援センターゆのか（☎2166）

4. 認定

- 介護認定審査会の審査・判定結果をもとに、市が認定を行います。
- 認定は申請した日から原則として30日以内に行います。
- 認定の効果は申請日までさかのぼります。
- 認定の有効期間は原則6カ月です。
- 認定結果は、ご本人のもとへお知らせします。